

# 報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 170 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 166 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通企画課
- ◎ 対象行政文書：警察官から道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号に関する規定の改正には三権分立の関係上、国会の議決が必要との説明を受けました。法律ではない道路交通法施行令の改正について、国会の議決が必要とされる資料を開示請求します。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判断理由：

#### ○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「警察官から道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号に関する規定の改正には三権分立の関係上、国会の議決が必要との説明を受けました。法律ではない道路交通法施行令の改正について、国会の議決が必要とされる資料を開示請求します。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているもので、以下検討する。

道路交通法施行令は内閣が制定する政令であり、国会の議決を必要とするものではないため、道路交通法施行令の改正について国会の議決が必要とされることが記載された行政文書を、実施機関が作成又は取得することは、通常想定し難い。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

#### 2 事案の経緯

① 開示請求	平成 23 年 8 月 14 日		
② 決 定	平成 23 年 8 月 18 日付けで不開示決定		
③ 審査請求	平成 23 年 9 月 11 日		
④ 諮 問	平成 23 年 10 月 13 日		
⑤ 経 過	平成 27 年 11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年 12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年 1 月 13 日	第 191 回審査会	審議
	平成 28 年 2 月 23 日	第 192 回審査会	審議